

# 議会運営委員会記録

令和5年6月21日（水）

開議 14 時 58 分

閉議 15 時 22 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員（代理：芦谷議員）

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕 下間局長、松井次長、久保田書記

---

議 題

1 陳情審査

- (1) 陳情第 80 号 不正確な発言に後でも説明を求める陳情について  
【賛成少数 不採択】
- (2) 陳情第 81 号 不正確な発言に後で訂正や説明を求める陳情について  
【賛成少数 不採択】
- (3) 陳情第 82 号 副市長ともあろうものなら発言に責任を求める陳情について  
【賛成少数 不採択】
- (4) 陳情第 92 号 請願も一人でできるようにという陳情について  
【賛成なし 不採択】
- (5) 陳情第 93 号 議長は、おかしい採配をしないよう勉強してほしいという陳情  
について  
【賛成なし 不採択】

2 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 14 時 58 分 開議 ]

○布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。なお、牛尾委員が欠席なので代理として芦谷議員が出席されている。それではレジュメに沿って進める。

1 陳情審査

採決に入る前に自由討議の希望があるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので審査に入り、委員からご意見を伺う。ここで皆に1点お願いがある。採択・不採択という言葉は聞き取りにくいので、発言時には賛成・反対、継続審査があれば継続審査と述べていただくようお願いする。なお、反対の場合は必ず理由を述べてほしい。

(1) 陳情第80号 不正確な発言に後でも説明を求める陳情について

○布施委員長

各委員にご意見を伺う。

○三浦委員

今回の要望内容に対しては、議会として対応することはなじまないと考えるため反対とさせていただきます。

(傍聴者から発言あり)

○布施委員長

傍聴者は静かにお願いします。

○沖田委員

質疑応答に対しては、聞いている議員それぞれ考えがあると思う。それを一つ一つ正確なあれを求めていくというのは、なかなか議会でもやっていくことは難しいかなと思うので、この陳情を反対とする。

(傍聴者から発言あり)

○村木委員

当時の議案、一般質問であるが、に係る質問と答弁に係ることであり、議会の及ぶところではなく反対とさせていただきます。

(傍聴者から発言あり)

○布施委員長

傍聴者静かにお願いします。

(傍聴者から発言あり)

○布施委員長

委員はしっかり意見を述べている。傍聴者、静かに願います。村木委員、もう一度願います。

**○村木委員**

当時の一般質問に係る質問と答弁に係ることであり、議会の及ぶところではなく反対とする。

(傍聴者から発言あり)

**○串崎委員**

すでに終わった案件でもあるし、再度聞くのはそぐわないと思うので反対する。

(傍聴者から発言あり)

**○柳楽副委員長**

一般質問の中でのやり取りなので、まず質問者がそのことに疑問を持っておられるのであれば、質問者から発言者に説明を求めていただけたらよろしいかなと思う。議会が必要と思う案件については、議会のほうから総意として説明を求めるということでもあると思うが、今回の案件については議員からそのような声は上がってないので、反対とさせていただきたい。

(傍聴者から発言あり)

**○布施委員長**

傍聴者、静かに願います。進行の妨げになるので傍聴者は静かに願います。

**○小川委員**

話せない、何とかしてほしい。

(傍聴者から発言あり)

**○布施委員長**

暫時休憩する。

[ 15 時 03 分 休憩 ]

[ 15 時 05 分 再開 ]

**○布施委員長**

休憩前に引き続き委員会を再開する。小川委員願います。

**○小川委員**

件名に書いてあるような必要性は一切認めないので、これについても切りがない。反対である。

**○川上委員**

私の質問に対する答弁の中で不明確があったというのは事実だと思うので、これについては私個人だけでなく、一般質問ということは、これは市民全体に見える部分なので、この意図については説明すれば、単に説明すれば良いと思うのでよろしく願います。だから賛成である。

**○肥後委員**

反対である。これは当事者同士で話し合いをして解決する問題だと私は考える。

**○布施委員長**

各委員からご意見をいただいた。採決に入っていきたいと思う。採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求める。

( 賛成者挙手 )

挙手少数で、本陳情は採択しないものと決した。

**(2) 陳情第81号 不正確な発言に後で訂正や説明を求める陳情について**

**○布施委員長**

各委員にご意見を伺う。

**○肥後委員**

反対である。情状は「飲酒運転以外である」とあるが、こちらに添付されている資料に記載されているように、標準例一覧と上部にあり副市長の言い分も分かるためである。

**○川上委員**

賛成である。内容は、この内容、または都合の加重をどのようにしているかを説明すれば良いと思う。

**○小川委員**

これについても反対である。全員協議会で報告された内容で済んでいる中身かと思っている。

**○柳楽副委員長**

先ほどと同じで、この件については質問者のほうから発言者に説明を求めていただきたい案件だと思うので、反対をさせていただきます。

**○串崎委員**

これももうすでに終わった案件であるし、再度聞くのはそぐわないと思うので反対する。

**○村木委員**

これに関しても、当時の一般質問に係る質問と答弁に係ることで、議会の及ぶところではなく反対とする。

**○沖田委員**

これも先ほどの第80号と同じで、個人の捉え方と思われるので反対する。

**○三浦委員**

第80号と同様である。川上議員の質問に対しての答弁であって、要望の内容に対して、議会として対応することはなじまないと考える。

**○布施委員長**

意見を伺った。それでは採決に入る。本陳情について採択することに賛成の委員の挙手を求める。

( 賛成者挙手 )

挙手少数で、本陳情は採択しないものと決した。

**(3) 陳情第82号 副市長ともあろうものなら発言に責任を求める陳情について**

**○布施委員長**

各委員にご意見を伺う。

**○三浦委員**

全員協議会の場ではあるが、個人の議員からの質問であって、個々に対応してもらうものとする。反対でお願いします。

**○沖田委員**

これも全員協議会の場ではあるが、第80号、81号と同じように、これもそれぞれの捉え方の問題だと思うので反対する。

**○村木委員**

これに関しても、当時の全員協議会における質問と答弁・回答で終了しているという事で反対する。

**○串崎委員**

反対である。個人的に副市長はきっちり答弁していると私は思っている。

**○柳楽副委員長**

今まで出ているように、全員協議会の場ではあるが、一人の議員としての発言であったと思っているので、これについては質問された方から発言者に説明を求めていると思う。反対である。

**○小川委員**

反対である。回答がなかったというように書いてあるが、私は回答はもうあったと思っているし、皆で報告し確認された内容だと思う。

「副市長ともあろうもの」と書かれているが、やはり礼節や礼儀ということも含めて、人として最低のマナーくらいは守ってこういうものを提出してもらいたいということを要請したいと思う。

(傍聴者から発言あり)

**○川上委員**

これは私の質問に対する答えであり、全員協議会の場といえども公の場であるので、一般市民の方も十分ご存じの、ご覧になっている部分だと思うので、当時の資料を見て説明するとのことであれば、資料を見た結果を単に説明すれば良かったということだと思う。したがって私は賛成である。

**○肥後委員**

私は反対である。議員本人が了承している部分があり、また当事者で話し合いをすれば良いのではないかと思う。

(傍聴者から発言あり)

**○布施委員長**

委員からご意見を伺った。それでは採決する。本陳情について採択することに賛成の委員の挙手を求める。

( 賛成者挙手 )

挙手少数で、本陳情は採択しないものと決した。

#### (4) 陳情第92号 請願も一人でできるようにという陳情について

##### ○布施委員長

各委員にご意見を伺う。

##### ○肥後委員

反対である。請願権は憲法で定められており国民の基本的権利の一つとして保障されたものである。

(傍聴者から発言あり)

議会に請願を提出する場合、必ず一人以上の議員の紹介がなければならない。

(傍聴者から発言あり)

よって反対である。

##### ○川上委員

私も反対である。理由は、請願権を確保することは必要だが、無制限の提出は混乱を招く恐れがある。ゆえに紹介議員を付すことは必要だと思う。

##### ○小川委員

審査をするに値しないという理由で反対である。

##### ○柳楽副委員長

憲法や地方自治法で、議会に請願を提出する場合は紹介議員が必要とされているので、反対をさせていただきます。

##### ○串崎委員

現在の請願のやり方で問題はないと感じている。反対である。

##### ○村木委員

請願の提出においては、地方自治法において紹介議員が1名以上要るということがあるので、今回これは反対とさせていただきます。

##### ○沖田委員

地方自治法で定められており、議会の権限の及ぶところではないと思うので反対する。

##### ○三浦委員

請願については現在のルールで良いと考える。反対である。

##### ○布施委員長

委員の意見を伺った。それでは採決する。本陳情について採択することに賛成の方の挙手を求める。

( 賛成者挙手 )

挙手ゼロということで、本陳情は採択しないものと決した。

(5) 陳情第93号 議長は、おかしな采配をしないよう勉強してほしいという陳情について

○布施委員長

各委員にご意見を伺う。

○三浦委員

議長の進行については、問題はなかったと思うので反対である。

(傍聴者から発言あり)

○沖田委員

同じく、議長の進行には問題はなかったかと思っているので反対とする。

(傍聴者から発言あり)

○村木委員

同じく、議長の進行に問題はなかったということで反対とする。

○串崎委員

議長の判断については問題ないということで反対する。

○柳楽副委員長

議長は円滑に進行を進めていかれるということを考えてされていたと思うので、また、多数の議員が必要と認めなかったということもあるので反対させていただく。

○小川委員

もし議事の進め方に問題があれば、議会運営委員会等で検討するものであるということで、この陳情に対しては反対である。

○川上委員

反対である。これも確かに全員協議会の趣旨を再確認する必要があるかと思うが、スムーズな運営に寄与されていたので、ということである。

○肥後委員

反対である。「おかしな采配をしないよう」と書いてあるが、それは個人の意見ではないかと思うので反対である。

○布施委員長

委員に意見を伺った。それでは採決する。本陳情について採択することに賛成の委員の挙手を求める。

( 賛成者挙手 )

挙手ゼロということで、本陳情は採択しないものと決した。以上で陳情審査を終わる。1点お願いします。各自の陳情に対する表決の記載を本日中にタブレットに必ず入力しておいてほしい。賛否及び反対意見、陳情者への通知等はホームページに掲載されるので、先ほど言われた各陳情の反対者の方は、分かりやすく簡潔に記載していただくようお願いする。なお、記載は本日中にお願いしたい。

2 その他

### ○布施委員長

地域井戸端会の自由意見で、2点、「市民の意見を聞いてきちんと議会で伝えてほしい」、「議員の活動を耳にすることがある。積極的な姿勢が伺える。行政からの提案に是々非々でやってほしい」という意見があったのでお知らせしておく。こういった意見が議会運営委員会に上がっているのも、各会派でもこういった意見があったということも共有していただくようお願いする。

ほかに、何かあるか。

### ○笹田議長

今回提出された陳情書の中に、陳情書の表が入っている分があったと思うが、その場合は資料ということで、各委員にはそれを見て判断してもらうのだが、ホームページへの掲載はしないこととなっているので、今回その表を除いた形でホームページに掲載している。中身も陳情者に説明して、そこを省いたものを再度提出していただいて、ホームページの掲載用として出していただいた。ただやはりここでも議論があったように、資料という概念がまだしっかり議論されてないので、議会運営委員会のほうで掲載も含めてしっかり議論してほしい。よろしくをお願いします。

### ○布施委員長

議長から要請があったように、資料の定義については今のところ配付やホームページには載せないことになっているが、陳情の中にそういったものがあつた場合は、資料の定義について今後、前回でも三浦委員が言われたように、資料とみなすかどうかということ自体のものについての、定義については今後検討していくということをやっているのも、皆もそのように考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかに委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では次回の日程を確認する。次回は6月29日木曜日、予算決算委員会の前の9時15分から、第4委員会室で開催する。少し早いですが、補正が入っているので、それについて9時15分から行いたいと思っている。また、最終日7月3日月曜日は、全員協議会終了後の委員会で行うが、この前皆に各会派へ持ち帰っていただいた、常任委員会が所管する事項の見直しについてご意見をいただいたが、まだまだ議論が必要だということで、各会派に持ち帰っていただいたというように思っている。その協議結果を皆にまたご報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

これは私から皆へ提案なのだが、議会運営委員会ではそういう常任委員会の所管委員会のものについては、各会派の共有ではあるが、委員会は関連している。総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会、所管が変わる、変わらないということになると、その常任委員会の中でも、こういったものについては協議する必要があるのではないかという意見が寄せられた。私もそのように思っているのも、皆、各常任委員会に所属されている、特に委員長の方もおられるので、ぜひ自分たちの常任委員会の中でも、この所管事務調査についての関わり方をどうしていくかということも、今



定例会議中、結果を求めてとは言わないが、所管だけを、皆委員会の中で協議していただきたいということを申し上げたい。よろしいか。よろしく願います。

では本日の内容は各会派で共有していただくようお願いし、議会運営委員会を終了する。

[ 15 時 22 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司